

令和8年2月17日
内閣府公益法人行政担当室

公益社団法人日本青伸会に対する命令について

目 次

命令の概要	1
行政庁から法人に対する命令書	2
公益法人の監督措置に係る手続の流れ	8



内閣府

令和8年2月17日
内閣府公益法人行政担当室

公益社団法人日本青伸会に対する命令について

行政庁（内閣総理大臣）は本日付けて、公益社団法人日本青伸会に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第28条第3項の規定による命令を行いましたので、公表します。

これは、同法人に対し行政庁が令和7年12月24日に行った勧告（同条第1項の規定によるもの。以下「勧告」という。）に係る措置を、正当な理由なく、同法人が講じていないと認められることによるものです。

この命令は、行政庁（内閣総理大臣）から内閣府公益認定等委員会への諮問（認定法第43条第1項）に対する同委員会の答申に基づき、行政庁が行うものです。

（法人の概要）

法人設立 昭和51年1月設立（平成24年4月公益社団法人に移行）
役員 理事4人、監事2人（令和7年2月現在）
事業概要 青少年の健全な育成を目的とする事業
年間事業費 令和5年度：約3千万円
※正会員からの会費収入及び事業収益を財源に活動

（命令の概要）

以下の措置を講ずること。

- (1) 認定法第21条の規定に基づき、事務所に（2）の財産目録等を含む必要な書類を速やかに全て備え置き、閲覧請求に対応可能な状態にした上で、その旨を行政庁に報告すること。
- (2) 認定法第22条第1項の規定に基づき、理事会や社員総会の決議等、適正な手続を経て作成した、令和6年度の財産目録等を速やかに行政庁に提出すること。
- (3) (1)及び(2)について、遅くとも令和8年3月17日までに行政庁に報告及び提出を行うこと。

また、勧告により指摘した認定法第13条第1項、第21条及び第22条第1項に違反する状態が生じた原因分析（法人のガバナンス上の課題の明確化を含む。）及びこれを踏まえた実効性のある再発防止策について、令和8年3月17日までに行政庁に書面で提出すること。

【本件問合せ先】

内閣府公益法人行政担当室

森田、倉田

TEL：5403-9538（直通）

【公印・契印（省略）】

府益担第66号
令和8年2月17日

公益社団法人日本青伸会
代表者 大野 寛文 殿

内閣総理大臣
高市 早苗

命 令 書

貴法人は、正当な理由なく、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第28条第1項の勧告に係る措置を講じていないと認められますので、同条第3項の規定に基づき、下記の措置をとるよう命じます。

記

1 命令年月日
令和8年2月17日

2 命令の内容

貴法人は、以下の措置を講ずること。

- (1) 認定法第21条の規定に基づき、事務所に（2）の財産目録等を含む必要な書類を速やかに全て備え置き、閲覧請求に対応可能な状態にした上で、その旨を行政庁に報告すること。
- (2) 認定法第22条第1項の規定に基づき、理事会や社員総会の決議等、適正な手続を経て作成した、令和6年度（令和7年3月31日に終了した貴法人の事業年度をいう。以下同じ。）の財産目録等を速やかに行政庁に提出すること。
- (3) (1) 及び (2) について、遅くとも令和8年3月17日までに行政庁に報告及び提出を行うこと。

また、令和7年12月24日付け府益担第650号による勧告（以下「令和7年12月勧告」という。）により指摘した認定法第13条第1項、第21条及び第22条第1項に違反する状態が生じた原因分析（貴法人のガバナンス上の課題の明確化を含む。）及びこれを踏まえた実効性のある再発防止策について、令和8年3月17日までに行政庁に書面で提出すること。

3 不利益処分の根拠となる法令の条項 認定法第 28 条第 3 項

4 不利益処分の理由

(1) 貴法人が「勧告に係る措置をとらなかった」ことについて

貴法人は、令和 7 年 12 月勧告で講ずることとされた措置のうち 2 に記載のもの（2 (1) については、少なくとも令和 6 年度の財産目録等に係るもの）を、同勧告で定めた期限である令和 8 年 1 月 30 日までにとらなかった。なお、貴法人から、令和 8 年 1 月 30 日付で「勧告に係る措置状況報告書」の提出があったが、同資料においては当該措置がとられていない状況について説明がなされるにとどまり、当該措置が講じられたものとは認められない。

(2) 当該措置をとらなかったことについて「正当な理由」が認められないことについて

貴法人は、当該措置をとらなかったことについて以下のような説明をしている。

- ① 令和 8 年 1 月 30 日付で提出された「勧告に係る措置状況報告書」において、「通帳とハンコの引き継ぎ遅延と郵便物の転送問題により代表の私大野までの通知や到着の不備などが重なり、(3) の理事会や社員総会の決議等、適正な手続を経た令和 6 年度（令和 7 年 3 月 31 日に終了した事業年度をいう。）の財産目録等の準備が遅延しており、提出期限の令和 8 年 1 月 30 日の提出に間に合いません」などの事情を説明。
- ② 行政庁が令和 8 年 2 月 4 日付け府益担第 38 号の通知により弁明の機会の付与を行ったところ、貴法人の代表理事名で令和 8 年 2 月 13 日付で提出された「報告書」において、「当会の理事同士で意見の対立が生じており、かかる意見の対立に基づく業務情報を共有されていなかった」などの事情を説明。
- ③ 当該「報告書」において、「財産目録」に関して「各金融機関からの回答によりますと、取引履歴の開示等については、およそ 2 週間から 3 週間かかるとのことでした」などと説明。

しかしながら、①及び②の説明については、貴法人の内部の事情を説明したものに過ぎない。また、③の説明については、貴法人の令和 6 年度の財産目録等の本来の提出期限は令和 7 年 6 月 30 日であり、仮に「取引履歴の開示等」に一定の期間を要するとしても、令和 7 年 12 月勧告で定めた期限である令和 8 年 1 月 30 日までに令和 6 年度の財産目録等の提出がなされなかつたことについての正当な理由とはならない。なお、貴法人は、専ら「財産目録」の提出がなされていない事情について説明しているが、認定法第 21 条第 2 項第 1 号の財産目録は、同法第 22 条第 1 項の規定に基づき毎事業年度の経過後三月以内に提出すべき「財産目録等」の一部に過ぎない。

したがって、貴法人のいづれの説明によっても、当該措置がとられなかつたことについて認定法第 28 条第 3 項の「正当な理由」があるとは認められない。

(3) 以上より、認定法第 28 条第 1 項の勧告である令和 7 年 12 月勧告を受けた貴法人が、

正当な理由なく、その勧告に係る措置の一部をとらなかつたと認められることから、同条第3項に基づき、貴法人がとらなかつた勧告に係る措置について、これをとるべきことを命ずるものである。

5 是正又は改善措置等の報告

上記命令に係る措置を講じ、その内容（2（1）の「報告」及び2（3）の「書面」を含む。）を別紙報告様式により2（3）に記載の期限までに内閣府公益法人行政担当室に書面により報告すること。

なお、正当な理由がなくこの命令に従わないときは、認定法第29条第1項第3号の規定に基づき、公益認定を取り消すこととなる。

以 上

(注) この命令について不服がある場合は、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この命令については、上記の審査請求のほか、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は内閣総理大臣となります。）、命令の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや命令の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや命令の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) (抄)

(勧告、命令等)

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 (略)

3 行政庁は、第1項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 (略)

(公益認定の取消し)

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならぬ。

一・二 (略)

三 正当な理由がなく、前条第3項の規定による命令に従わないとき。

四 (略)

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第5条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前2号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3～7 (略)

<本件担当者> (照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先)

内閣府公益法人行政担当室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

(別添報告様式)

法人コード	
法人名	

[法人文書番号]
令和 年 月 日

行政庁の長 氏名 殿

法人の名称
代表者の職・氏名

命令に係る措置状況報告書

令和 年 月 日（文書番号）をもって命令を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、報告します。

担当者	
氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

(別紙)

法人コード	
法人名	

命令に係る措置状況

(命令事項)

(命令事項に係る措置状況)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
- 2 各項目の報告内容は、具体的に記載してください。
- 3 報告内容を補足する資料等を別に添付しても差し支えありません。

公益法人の監督措置に係る手続の流れ

公益法人

公益認定等委員会

